

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の5第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会社名】 東建コーポレーション株式会社

【英訳名】 TOKEN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼会長 左右田 稔

【最高財務責任者の役職氏名】 常務取締役 英 昇

【本店の所在の場所】 名古屋市中区丸の内二丁目1番33号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年7月28日に提出いたしました第38期（自平成25年5月1日至平成26年4月30日）内部統制報告書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社の平成30年4月期決算の作業過程におきまして、営業職社員に支払われる報奨金の期間帰属に係る会計処理に一部誤謬があり、当社の過去の決算において、販売費及び一般管理費が過少に計上される等の誤りが生じていることが判明しました。

これに伴い、過年度の決算を訂正するとともに、平成25年4月期から平成29年4月期の有価証券報告書及び平成28年4月期第1四半期から平成30年4月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

上記の誤謬は、営業担当者に対して支払われる報奨金の費用計上額に対する検討やモニタリング体制が不十分であったことに起因する決算・財務報告プロセスに関する内部統制の不備であり、財務報告に重要な影響を及ぼすことから、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備につきましては、訂正事項の判明が当該連結会計年度の末日以降であったため、当該連結会計年度の末日までに是正することができませんでした。

なお、上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、営業担当者への報奨金の要費用計上額を再度検証することにより特定し、すべて連結財務諸表に反映しています。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を強く認識しており、再発防止に向けて、以下の改善策を講じて適正な内部統制の整備・運用を図ってまいります。

- ・経理関連規程・マニュアル等の見直しによる重要論点となる勘定科目のチェック体制の強化
- ・単体・連結決算における決算処理業務全体の精度向上